

# 令和7・8年度適用県外建設業者に係る 建設工事入札参加資格審査について

令和6年12月  
建設部建設政策課

県では、県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）の競争入札を執行するに当たり、県発注工事の規模・内容に応じて確実な契約履行能力を有する建設業者を公正かつ効率的に選定するため、秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日監-134）及び入札参加資格審査に関する運用基準（平成6年3月30日監-1781）に基づき、建設業者の入札参加資格審査及び等級格付を行っている。

令和7・8年度適用の県外建設業者に係る建設工事入札参加資格審査基準等については、次のとおりである。

## 1 入札参加資格審査を行う工種及び等級格付の区分

- ・次に掲げる15工種について、入札参加資格審査及び等級格付を行う。  
なお、等級はA級の1等級とする。

1	一般土木工事	9	路面標示工事
2	法面工事	10	機械器具設置工事
3	建築一式工事	11	電気通信工事
4	電気工事	12	造園工事
5	給排水暖冷房衛生設備工事	13	さく井工事
6	鋼構造物工事	14	水道施設工事
7	舗装工事	15	解体工事
8	一般塗装工事		

## 2 入札参加資格を取得できない者

- ・次のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を行わないものとする。
  - ①地方自治法施行令第167条の4に該当する者
  - ②申請工種に係る建設業の許可を受けていない者
  - ③申請工種に係る経営事項審査の総合評定値の通知を受けていない者
  - ④申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者
- ・ただし、解体工事の入札参加資格審査については、上記②及び③にかかわらず、解体工事業の許可及び総合評定値の通知を受けていない者であっても行うものとする。

## 3 入札参加資格審査の基準

### （1）対象とする審査基準日

- ・審査基準日は、申請者の事業年度の終了の日（決算日）であって、それぞれ次に掲げる期間内の日とする。

〈定期年〉令和5年10月1日～令和6年9月30日

〈中間年〉令和6年10月1日～令和7年9月30日

## (2) 審査の基準

### ①解体工事を除く工種の審査基準

- ・解体工事を除く工種の入札参加資格は、4に定める客観的評価事項に係る点数（客観点）が一定の基準点（格付基準点）以上の者であって、次に掲げる基準を満たす者に認めることとする。

### ○施工実績

- ・申請工種の「年間平均完成工事高」が、3,000万円以上であること。

### ○社会保険加入の状況

- ・社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること（加入義務のある事業所の場合）。

### ②解体工事の審査基準

- ・解体工事の入札参加資格審査を申請した者のうち、一般土木工事又は建築一式工事の入札参加資格を取得した者に対し、解体工事の入札参加資格を認める。

## 4 客観的評価事項（客観点）の基準

- ・客観的評価事項は、次に掲げる事項（経営事項審査の審査項目）とし、経営事項審査の総合評定値を客観点とする。

①経営規模（工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額等）

②経営状況（売上高経常利益率、総資本売上総利益率等）

③技術力（業種別技術職員数、元請完成工事高）

④その他の審査項目（労働福祉の状況、営業継続の状況、法令遵守の状況、国際規格ISOによる登録の状況等）

- ・客観点である経営事項審査の総合評定値は、それぞれ次に掲げる期間内のうち、直近の審査基準日（決算日）に係るものを探用する。

〈定期年〉令和5年10月1日～令和6年9月30日

〈中間年〉令和6年10月1日～令和7年9月30日

## 5 格付基準点

- ・申請取りまとめ後、令和7年4月中に建設業者資格審査委員会の審議を経て、決定する。なお、令和5・6年度適用の県外建設業者に係る建設工事入札参加資格審査における格付基準点がそのまま適用されるものではない。

## 6 有効期間

- ・審査の結果、等級格付された建設業者の入札参加資格の有効期間は、それぞれ次に掲げる期間とする。

〈定期年〉2年（令和7年5月1日～令和9年4月30日）

〈中間年〉1年（令和8年5月1日～令和9年4月30日）

## 7 その他

### 契約締結権限の委任にかかる要件

- ・支店または営業所等に契約締結権限の委任を行う場合は、委任先の支店等が、申請する全ての工種に係る建設業許可を有していることを要件とする。